



各 位

平成 25 年 11 月 29 日

会社名 サイバーステップ株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 類
(コード番号 3810 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営管理室長 今井正昭
(TEL 03-5355-2085)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、株価変動のメリットやリスクを株主の皆様と共有するとともに、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を更に向上させることを目的として、当社取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項等を下記のとおり決定し、当該新株予約権を発行することにつき決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の会社業績に対し積極的に貢献していく意識と自社の株価に対する関心を高め、中長期的視野を持って業務・施策への取り組みを促すと共に、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役及び従業員に対して、無償にて新株予約権を発行するものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

第 21 回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の総数

1,070 個

当社取締役及び従業員 計 107 名に対し計 1,070 個

3. 新株予約権の目的である株式の種類および数

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行なう場合、つぎの算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

- (2) 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行なわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- (3) また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式数の調整を行なうことができる。
- (4) 上記調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。
- (5) 付与株式数の調整を行なうときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行なうことができない場合には、以後速やかに通知する。

4.新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される公正価値を基準とし、1 円に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる（注）。

- (1) ブラック・ショールズ・モデル

$$C = S \times e^{-q \times t} \times N(d_1) - K \times e^{-r \times t} \times N(d_2)$$

$$d_1 = \frac{\ln \frac{S}{K} + (r - q + \frac{1}{2} \sigma^2) t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

- (2) 基礎数値

- ① C：1 株当たりのオプション価格
- ② S：割当日の東京証券取引所における当社普通株式の終値
- ③ K：行使価格（1 円）
- ④ r：リスク・フリー・レート
- ⑤ t：予想残存期間（4.5 年）

権利行使期間は平成 28 年 12 月 1 日から 31 年 11 月 30 日までであるが、権利確定までの期間を合理的に見積もることができないため、ストックオプションの算定時点から権利行使期間の間点までの期間を予想残存期間と推定（適用指針 14 項）

- ⑥ q：配当利回り（1 株当たりの配当金（平成 26 年 3 月期の予想配当金）÷上記②の株価）
- ⑦ N(d)：標準正規分布の累積分布関数
- ⑧ σ：ボラティリティ（割当日までの 3 年間の各取引日における当社普通株式の終値に基づき算出した変動率）

（注）新株予約権の払込金額は、新株予約権者に特に有利な条件となるものではありません。

なお、新株予約権の払込金額の全額の払込みは、払込債務と割当対象者が当社に対して有す

る報酬債権又は賃金債権とを相殺することによりなされます。

5.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6.新株予約権を行使することができる期間

平成28年12月1日から平成31年11月30日まで

7.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前号の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8.譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

9.新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

10.組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記7に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

上記9に準じて決定する。

11. 募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取扱い

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 各募集新株予約権の一部行使はできない。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。

(2) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が募集新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(4) その他、募集新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

平成25年12月16日

14. 募集新株予約権の行使請求及び払込みの方法

(1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを下記15.に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い現金にて下記16に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

15. 募集新株予約権の行使請求受付場所

サイバーステップ株式会社 経営管理室

16. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

三井住友銀行 調布駅前支店

17. その他募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は、代表取締役に一任する。

(注)取締役に対する新株予約権につきましては、平成 20 年 8 月 22 日開催の第 8 回定時株主総会にて、取締役に対する非金銭報酬として承認された金銭の総額（年額 60 百万円以内）の範囲内で発行するものであります。

以 上